

TOCHIGI Violence Banishment Center (Public Interest Incorporated Foundation)

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内 TEL 028-627-2995

第74号

令和7年9月

# 暴力とちぎ



ゆうきくん

無くそう暴力団 地域のために 未来のために



# 専務理事 就任挨拶

公益財団法人栃木県暴力追放県民センター  
専務理事 白土 英智



この春、栃木県警察を退職し、5月23日から当センターの専務理事に就任しました白土でございます。

どうぞ宜しくお願いいたします。

県民の皆様におかれましては、平素から当センターの事業や運営に関し深いご理解とご協力、またご支援を賜っておりますことに対し、心より感謝申しあげます。

さて、県内における暴力団情勢は、暴力団対策法や暴力団排除条例による官民一体の暴力団排除対策等により、全国と同様に暴力団員数は減少傾向にあり、平成20年以降暴力団員による行政対象暴力事件の発生はありません。

しかしながら、近年、資金の一部が暴力団に流れているとみられる「匿名・流動型犯罪グループ」、いわゆる「トクリュウ」と呼ばれる犯罪グループによる犯罪(強盗、窃盗、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺など)被害が急増しており、青少年がSNSなどを通じて安易な気持ちで「闇バイト」に手を染めこの種犯罪に加担する等、治安上大きな脅威となっております。

暴力団等反社会的勢力の壊滅には、警察に

よる取締りはもちろんのこと、資金獲得の芽を断ち切ることがなによりも大切であり、そのためには、社会全体が一体となって暴排意識を維持拡充し、暴排活動を一層推進させて行かなければなりません。

当センターといたしましては、引き続き、警察や弁護士会等の関係機関はもとより、地域住民や事業者等と緊密に連携し「安全で住み良い地域社会の実現」のため、暴力団員等による不当な要求等の防止に関する広報啓発・相談事業及び犯罪被害者等の救済事業や暴力団排除組織への支援事業等を行って参りますので、皆様の変わらぬご理解とご協力、ご支援を賜りますようお願い申しあげ、私の就任挨拶とさせていただきます。

# 組対一課長 就任挨拶

栃木県警察本部 刑事部

組織犯罪対策第一課長 手塚 博



本年3月14日付けで組織犯罪対策第一課長に着任しました手塚博でございます。誌面をお借りしまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様には、平素から暴力団排除活動を始め、警察行政各般にわたり、深い御理解と多大な御尽力をいただき、誠にありがとうございます。警察職員を代表し、心より御礼申し上げます。

さて、暴力団の現状につきましては、暴力団排除活動を推進する皆様のお力添えもあって、令和6年末における暴力団勢力数が全国で約18,800名、県内で約530名と、いずれも統計開始以降最少数を記録し、これに比例するように、暴力団構成員による犯罪も、全国県内ともに年々減少傾向にあります。

しかしながら、本年4月には、県北地域で活動する稻川会系組長が、民間人を相手に傷害事件を引き起こしたり、金銭の不当要求行為を行うなどしており、いずれも警察で事件検挙や中止命令書を発出するなどしておりますが、このように未だ暴力団は、県内各地域に根を張りながら、その示威活動を継続させている実態が見受けられます。

また、近年暴力団は、みかじめ料の徴収や違法

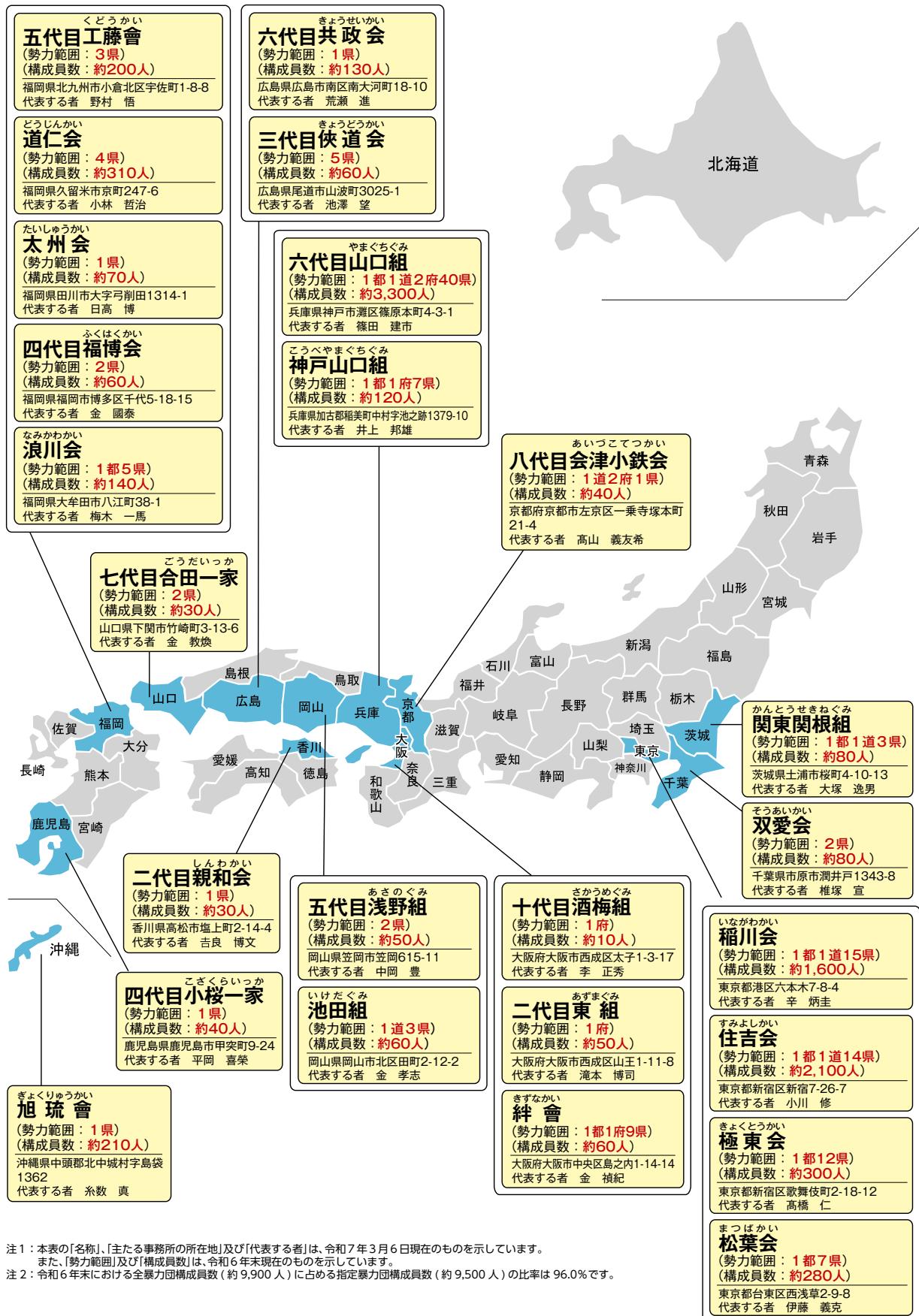
薬物の密売といった従来の資金獲得手段に加え、「匿名・流動型犯罪グループ」をはじめとした反社会的勢力と共に謀して、特殊詐欺や強盗等の民間人を対象とする資金源犯罪を敢行していることから、こういった反社会的勢力の検挙及び実態解明も急務とされているところです。このような情勢を踏まえ、警察では、暴力団をはじめとする反社会的勢力の弱体化及び壊滅に向け、部門の垣根を越えた、情報の共有と実態解明を推進し、戦略的な取締りなどの対策を講じているところですが、これは警察の力だけで成し遂げられるものではなく、関係機関と地域住民、事業者の方々が一致団結し、社会全体で取り組むことが必要となります。

警察としましては、今後も県民の御理解を得つつ、事件検挙と皆様が行う暴力団排除活動を連動させた総合的な対策を推進していきたいと考えておりますので、皆様におかれましては、引き続き、暴力団からの被害に防止をはじめとする各種活動に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県暴力追放県民センターの益々の御発展と、皆様の御健勝を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

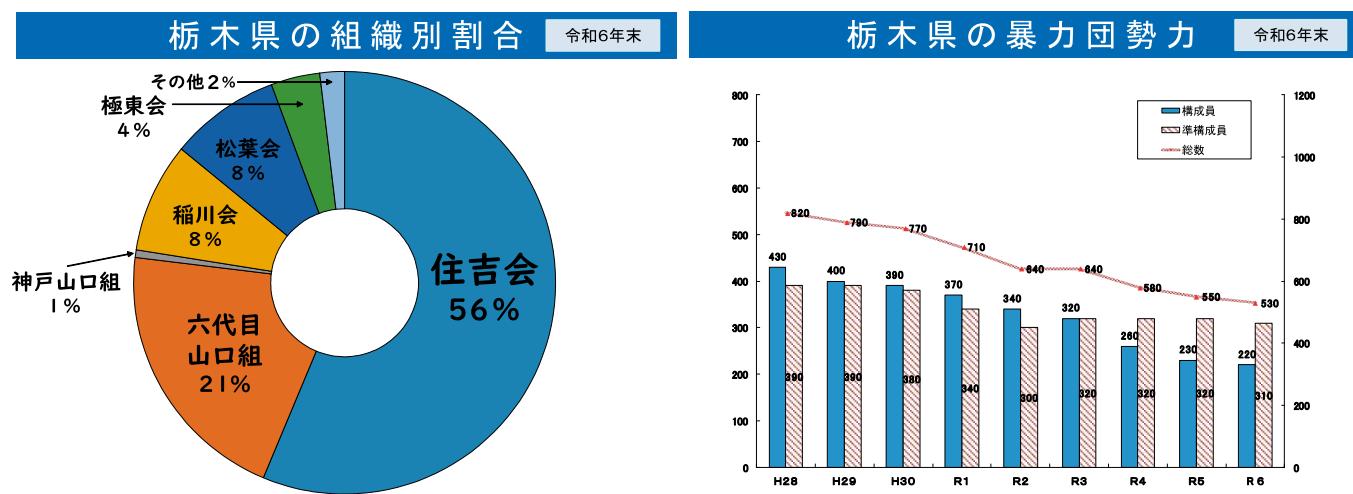
令和6年末現在

# 指定暴力団分布図 (25団体)



# 栃木県内における暴力団情勢と主要事例

## 1 県内の暴力団情勢



- (1) 令和6年末現在の県内暴力団勢力は、約45組織、約530名（前年比-20人）を把握しています。
- (2) 県内の組織別の割合は、住吉会、六代目山口組、稻川会、松葉会の4組織で全体の約90%を占めています。
- (3) 県内の最大勢力は住吉会であり、全体の約56%を占めています。

## 2 暴力団検挙状況

令和6年中、県警察では暴力団構成員等を183人（暫定値）検挙しており、検挙適用罪種は、覚醒剤取締法違反、大麻取締法違反、傷害、詐欺、窃盗事件が主となっています。

また、栃木県内における指定暴力団員に対する中止命令発出件数は3件となっています。

## 3 令和6年中の主要事例

- (1) 六代目山口組系組長らによる組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反事件  
宇都宮駅東地区に所在する売春店経営者から、売春婦らを稼働させ得た犯罪収益の一部を、その情を知りながら受け取ったことで、六代目山口組系組長ら複数名を検挙しています。
- (2) 住吉会系幹部らに対する中止命令の発出  
県内の飲食店経営者に対し、「正月のしめ飾り等を買ってほしい」等と告げて物品の購入を要求したとして、現場に立ち会った者及び住吉会系幹部に対し、中止命令を発出しました。

# 匿名・流動型犯罪グループ情勢

## 匿名・流動型犯罪グループの特徴とその対策

### ● 匿名・流動型犯罪グループの特徴

近年、暴力団の勢力が減衰していく中、暴走族の元構成員や暴力団の元構成員等を中心として、繁華街・歓楽街等で活動している準暴力団に加えて、新たな特徴を有する「匿名・流動型犯罪グループ」が台頭し、治安対策上の脅威となっています。暴力団は、構成員同士が擬制的な血縁関係によって結び付き、多くの場合、「組長」の統制の下に、地位の上下によって階層的に構成されており、組織の威力を背景に又は威力を利用して資金獲得活動を行っていました。これに対し、匿名・流動型犯罪グループは、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化されており、また、SNSや求人サイトを通じるなどして緩やかに結び付いたメンバー同士が役割を細分化させ、その都度、犯罪実行者募集情報への応募者を末端の実行犯として、言わば「使い捨て」にするなど、メンバーを入れ替えながら多様な資金獲得活動を行うため、組織の把握やメンバーの特定が容易ではないという特徴を有しています。

### ◆ 暴力団及び匿名・流動型犯罪グループの特徴



具体的には、犯罪を敢行するに当たって、SNS等において、「高額バイト」等の表現を用いたり、仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払を示唆したりするなどして、犯罪の実行犯を募集している実態が認められます。匿名・流動型犯罪グループは、このような犯罪実行者募集情報への応募者に対して、あらかじめ運転免許証や顔写真等の個人の特定に資する情報を匿名性の高い通信手段を使用して送信させることで、応募者が犯行をちゅうちょしたり、グループからの離脱意思を示したりした場合には、個人情報を把握しているという優位性を利用して脅迫するなどして服従させ、実行犯として繰り返し犯罪に加担させるなどの状況がみられます。また、応募者が犯罪を敢行したとしても約束した報酬が支払われない場合もあります。

また、匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺をはじめ、組織的な強盗や窃盗、違法なスカウト行為、悪質なリフォーム業、薬物密売等の様々な犯罪を敢行し、その収益を有力な資金源としているほか、犯罪によって獲得した資金を風俗営業等の新たな資金獲得活動に充てるなど、その収益を還流させながら、組織の中核部分が利益を得ている構造がみられます。

匿名・流動型犯罪グループの中には、その資金の一部が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員をグループの首領やメンバーとしているもの、暴力団構成員と共に謀して犯罪を行っているものも確認されています。暴力団と匿名・流動型犯罪グループは、何らかの関係を持つつ、両者の間で結節点の役割を果たす者も存在するとみられます。

具体的には、犯罪を敢行するに当たって、SNS等において、「高額バイト」等の表現を用いたり、仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払を示唆したりするなどして、犯罪の実行犯を募集している実態が認められます。匿名・流動型犯罪グループは、このような犯罪実行犯を募集する手口



# 企業防衛セミナーの開催

令和6年10月25日、宇都宮市立南図書館サザンクロスホールにおいて、栃木県警察本部と共に「企業防衛セミナー」を開催しました。

当セミナーは、暴力団等反社会的勢力から企業を守り、暴力団等の追放・根絶を目的として、平成12年から隔年で開催、今回は12回目で賛助会員等約300名が参加し、会場はほぼ満席となる盛況でした。

表彰式の後、栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長から「カスタマーハラスメント対応について」と題する講話を受講しました。「カスタマーハラスメント対策は、基本的に暴力団等からの不当要求防止対策と同じである」旨の説明があり、参加者も事前対策の重要性について理解を深めました。さらに同委員会所属弁護士5名により、飲食店においてラストオーダー一経過後に、醉客が執拗に酒の追加注文をした場合の良否の対応例について、ロールプレイングを行いました。

参加者からは「会社でもカスタマーハラスメント対策に取り組んでいたが、寸劇を見て対策の基本や対応要領は暴力団対策と同じだということが具体的に理解できた。今後の業務に役立てたい。」などの意見が多数寄せられるなど、暴力団排除対策をより一層進展させ、暴力団等反社会的勢力から企業を防衛することの重要性について、認識を深めるセミナーとなりました。

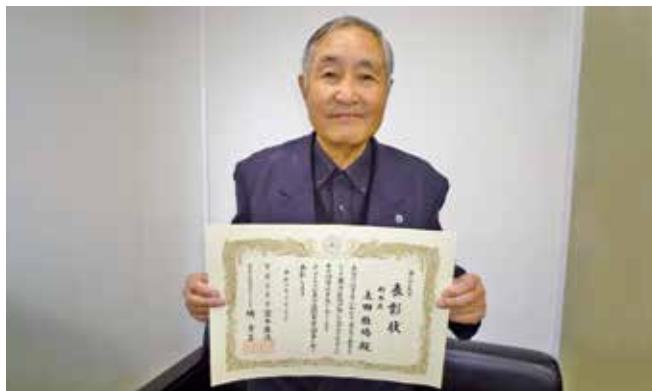


# 栄えある受賞

## 令和6年度全国暴力追放功労者表彰

### ●暴力追放栄誉銅賞

- 上田 雅皓 様



### ●暴力追放功労団体

- 一般社団法人生命保険協会栃木県協会 様  
(会長 木田 裕康)



## 令和6年度関東管区警察局長・関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連名表彰

### ●暴力追放功労者

- 須賀 正人 様
- 山中 昇 様

### ●暴力追放功労団体

- 栃木警察署管内ゴルフ場  
防犯暴排交通協議会 様  
(会長 南條 孝淳)



## 令和6年度栃木県暴力追放県民センター会長・栃木県警察本部長連名表彰

### ●暴力追放功労者

- 小池 亮史 様
- 高橋 純 様
- 布瀬 幸弘 様

### ●暴力追放功労団体

- 株式会社栃木県民球団・  
栃木ゴールデンブレーブス 様  
(代表取締役社長 江部 達矢)



# 栃木県暴力追放県民センターの活動状況

## 少年指導委員研修

令和6年9月26日、栃木県警察本部生活安全部人身安全少年課とともに、少年を暴力団から守る活動の一環として少年指導委員研修を行いました



## 年末パトロールの実施

令和6年12月6日、宇都宮市オリオン通りにおいて行われた年末特別警戒パトロールに参加しました



## 令和7年度 第1回理事会

開催状況(令和7年5月9日)



## 令和7年度 定時評議員会

開催状況(令和7年5月23日)



## 令和7年度 臨時理事会

開催状況(令和7年5月23日)



## 不当要求防止責任者講習の実施

令和6年度中、県内各地において、栃木県警察本部、栃木県弁護士会とともに、行政職員及び民間企業の責任者を対象として、合計23回にわたり、不当要求防止責任者講習を開催し、暴力団等反社会的勢力に対する不当要求防止対策を行いました



## 暴力団排除ポスター等の作成

バスケットボールBリーグ2024-25シーズンの年間王者に輝いた「宇都宮ブレックス」、栃木県警察本部と連携しポスター及びクリアファイルを作成し、広報啓発活動に活用しました



## 大相撲宇都宮場所における広報啓発活動

令和7年4月18日、宇都宮市のブレックスアリーナにおいて行われた大相撲宇都宮場所については大盛況の中、常磐山部屋の新隆山のご協力を得て、暴力団排除広報啓発活動を行いました



## ラッピングバスによる広報

宇都宮ブレックスモデルの暴力団排除ラッピングバス(宇都宮市内外を運行)により、広報啓発活動を行いました



## JR宇都宮駅における横断幕の掲示

JR宇都宮駅西口ペディストリアンデッキにおいて、「加入阻止 暴力排除の 第一步」との横断幕を掲示して、広報啓発活動を行いました



## 県民の日における広報啓発活動

令和7年6月15日、栃木県庁において行われた「県民の日」のイベント会場において、栃木県警察本部とともに広報啓発活動を行いました



# 不当要求防止責任者講習における アンケート調査結果

## 講習種別

|       |     |       |
|-------|-----|-------|
| 定期講習  | 414 | 45.7% |
| 選任時講習 | 492 | 54.3% |
| 臨時講習  | 0   | 0.0%  |
| 合 計   | 906 |       |

|      |       |
|------|-------|
| 受講者数 | 906   |
| 回答数  | 858   |
| 回答率  | 94.7% |

## 問1

過去5年間に、反社会的勢力からの  
不当要求を受けたことがありますか。

|               |     |       |
|---------------|-----|-------|
| ある            | 26  | 3.0%  |
| ない(ない場合は、問7へ) | 832 | 97.0% |
| 合 計           | 858 |       |

## 問2

不当要求の相手方について  
(複数回答可)

|             |    |       |
|-------------|----|-------|
| 暴力団         | 2  | 7.7%  |
| 暴力団と関係する者   | 2  | 7.7%  |
| 暴力団関係企業の役員等 | 0  | 0.0%  |
| クレーマー       | 20 | 76.9% |
| その他         | 2  | 7.7%  |
| 合 計         | 26 |       |

## 問3

不当要求の内容について  
(複数回答可)

|                              |    |       |
|------------------------------|----|-------|
| 建設工事を要求する行為                  | 1  | 3.4%  |
| 工事発注や下請参入等を要求する行為            | 3  | 10.3% |
| 機関誌、書籍等の購読(入)を要求する行為         | 1  | 3.4%  |
| 寄付金、賛助金、会費等を要求する行為           | 0  | 0.0%  |
| 物品購入やリース契約を要求する行為            | 2  | 6.9%  |
| 因縁をつけて金品や値引きを要求する行為          | 11 | 37.9% |
| 特定の相手と取引すること又は取引しないことを要求する行為 | 6  | 20.7% |
| 土地、家屋の明渡し料、立退き料等を要求する行為      | 0  | 0.0%  |
| みかじめ料や用心棒料を要求する行為            | 0  | 0.0%  |
| 交通事故の示談に介入し、金品を要求する行為        | 2  | 6.9%  |
| 借金、ローンの免除や借金返済の猶予を要求する行為     | 3  | 10.3% |
| 口止め料を要求する行為                  | 0  | 0.0%  |
| 合 計                          | 29 |       |

## 問4

不当要求への  
対応について(複数回答可)

|                                     |    |       |
|-------------------------------------|----|-------|
| 警察、暴追センター、弁護士等と連携して対応した             | 7  | 21.2% |
| 不当要求対応マニュアルに沿って対応した                 | 5  | 15.2% |
| 暴力団排除条項(契約書・取引約款等の暴力団排除条項)を活用して対応した | 0  | 0.0%  |
| インターネットを活用し、対応要領等を見て対応した            | 0  | 0.0%  |
| 職場の上司、家族、知人に相談して対応した                | 19 | 57.6% |
| その他                                 | 2  | 6.1%  |
| 合 計                                 | 33 |       |

## 問5

不当要求への  
対処について

|          |    |       |
|----------|----|-------|
| 一切応じなかった | 20 | 76.9% |
| 一部に応じた   | 6  | 23.1% |
| すべて応じた   | 0  | 0.0%  |
| 合 計      | 26 |       |

## 問6

不当要求に応じた理由について  
(複数回答可)

|                              |    |       |
|------------------------------|----|-------|
| 報復、糾弾等を受けることを恐れたから           | 0  | 0.0%  |
| トラブルの拡大を恐れたから                | 1  | 10.0% |
| 威圧的だったから                     | 1  | 10.0% |
| 対応に不慣れだったから                  | 1  | 10.0% |
| 要求金額が少額だったから                 | 2  | 20.0% |
| 当方にも非があるとを考えたから              | 3  | 30.0% |
| 不当要求に応じておけば、逆に役立つこともあると思ったから | 0  | 0.0%  |
| その他                          | 2  | 20.0% |
| 合 計                          | 10 |       |

## 問7

あなたの事業所にWeb会議等を行うために  
必要なネット環境はありますか

|     |     |       |
|-----|-----|-------|
| ある  | 729 | 85.0% |
| ない  | 129 | 15.0% |
| 合 計 | 858 |       |



アンケート調査にご協力いた  
だきました各企業、行政機  
関の皆様に厚くお礼  
申し上げます。

# 賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(公財)栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

## ●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
  - 賛助会員章（プレート）、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
  - 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
  - 税制上の優遇を受けることができます。

センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置（控除の対象）を受けることができます。  
個人会員の場合は税額控除\*の対象となります。  
※税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

### ● 賛助会会費 年額(口数の制限はありません。)

法人・団体  
個 1口 10,000円  
人 1口 5,000円

- 入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

詳しくは、[暴追センター](#)  
[ホームページ](#)  
賛助会員募集のご案内  
ご覧ください。  
賛助会入会申込みフォーム



## 暴追センターからのお知らせ

# ～第17回暴力団追放栃木県民大会の開催～

開催日時：令和7年10月23日（木）13:30～開催場所：栃木県総合文化センター・サブホール

当センターでは、栃木県警察本部とともに、社会からの暴力団追放、根絶を図るために「第17回暴力団追放栃木県民大会」を共催いたします。ご案内申し上げた皆様のご参加をお待ちしております。

# 今号の表紙

## 暴追とちぎ令和7年9月号 (通巻74号)

## 「庭園の秋」

写真は掬翠園と呼ばれ、栃木県鹿沼市のほぼ中心に位置し、近くには市役所、今宮神社などがあります。庭園内はとても静かで、四季を通じて「ひなまつり」「紅葉のライトアップ」などが行われます。写真の建物は、観瀧居という茶室です。

摄影者 秋本 悅男 氏



# 編集後記

キャッチフレーズの「暴力団排除 完全勝利!」は、バスケットボールBリーグ2024-25シーズンの年間王者に輝いた「宇都宮ブレックス」のファン、選手、スタッフが団結して一丸となり試合に完全勝利する姿と、県民、警察、弁護士会、暴追センターが一丸となって暴力団に完全勝利する姿を表現したもので、宇都宮ブレックスの優勝記念にもなりました。

